教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書
（平成２６年度実績）

平成２７年８月

室 蘭 市 教 育 委 員 会

ー 目 次 ー

Ⅰ　点検・評価制度の概要・・1
1　目的
2　対象事業の考え方
3　学識経験者の知見の活用

Ⅱ　点検・評価の結果・・2
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
1　「確かな学力」の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2　「豊かな心」を育む教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3　「健やかな体」を育成する教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4　特別支援教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
5　特色ある教育活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
6　幼保小の連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
7　私学に対する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第２　信頼される学校づくりの推進
8　開かれた学校づくりの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
9　教職員の資質・能力の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１０　教職員の服務規律について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
１１　不審者対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１２　防災教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１３　放課後児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
１４　学校給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
１５　学習環境の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第４　人とまちが生きる生涯学習の推進
１６　男女平等参画社会の形成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１７　読書活動推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
１８　文化振興及び文化財の保護・活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
１９　スポーツ振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

Ⅲ　学識経験者の意見
１　意見提出者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　点検及び評価に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

＜参考資料＞
平成２６年度　室蘭市教育行政方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

Ⅰ　点検・評価制度の概要

１　目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会であります。その特性は、専門的な行政官で構成される事務局を、多様な属性を持った複数の委員による合議により、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するものです。

事務の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第２６条の規定に基づき、教育委員会が、教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価をすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

２　対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は，これまでの考えに基づき平成２６年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど地教行法第２１条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、市長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、平成２６年度室蘭市教育行政方針に位置付けられ、室蘭市教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定しました。

３　学識経験者の知見の活用

地教行法第２６条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を行うため、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保し、今後の取組に向けた活用を図るため、今年度も教育に関して学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました

【参考】　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正)

Ⅱ　点検・評価の結果

今年度についても、室蘭市教育委員会で示した平成２６年度の教育行政方針に基づき、この教育行政方針に掲げられた重点項目に盛り込まれた施策・事業の内容と成果について点検・評価を実施しました。

なお、教育行政方針の詳しい内容につきましては、＜参考資料＞平成２６年度室蘭市教育行政方針を参照してください。

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
１　「確かな学力」の向上について
平成２６年度の取組状況
１．学力向上基本計画に基づく学力向上への取組 　児童生徒の学力向上を図るため、「第２期室蘭市学力向上基本計画」に基づく取組を推進するとともに、各学校における取組状況の点検評価を実施した。 　また、家庭における学習習慣の定着を図るために、各校において「家庭学習の手引き」を作成するとともに、「家庭教育のすすめ」リーフレットを市内全保護者へ配布した。また、室蘭市教育研究所において、「確かな学力の向上」に係る調査・研究の推進と教員の指導力向上を図るための研修講座の開催と指導資料のリーフレット等を作成し、市内全教職員へ配布した。 ２．各学校の学力状況の把握と学力向上プランの作成 　全国学力・学習状況調査及び本市独自の標準学力調査の実施を通じて、各校の児童生徒の学習状況を把握するとともに、本市及び各校における調査結果の分析に基づき、学校ごとに学力向上改善プランの作成・見直しを行った。 ３．学力向上に係る小・中連携教育の推進及び学力向上推進委員会の開催 　学力向上等に係る小・中学校間の連携強化を目的に「小・中連携推進会議」を開催し、学力向上等に係る中学校区毎の情報交流を行うとともに、年度末に教育委員会、校長会、教頭会の各代表者及び学識経験者によって構成されている「学力向上推進委員会」を開催し、「第２期室蘭市学力向上基本計画」の点検・評価及び次年度の計画改善に向けての意見交換を行った。
成果・課題等
≪成果≫ １．学力向上基本計画に基づく学力向上への取組 （１）市内各校を対象に実施した「第２期室蘭市学力向上基本計画」の実施状況評価の結果をみると、「児童生徒の実態把握と情報の引継ぎ」、「教育課題・目標の設定」、「家庭学習支援」、「全教職員による相互研鑽のための授業公開」等の点検項目の評価が特に高かった。 （２）学力向上研究奨励校である八丁平小学校、本室蘭中学校の２校については、公開研究大会の開催及び先進校視察研修報告等が行われ、先進的な教育情報についての市内全体への環流が図られた。このほか、旭ヶ丘小学校、海陽小学校、高砂小学校、高平小学校においても「確かな学力の向上」に係る各種公開研究大会を実施している。 （３）全国諸調査の結果については、①各校における児童生徒一人一人に応じた指導への活用、②児童生徒自身や保護者が客観的な学力状況を把握し、学習に対する意識向上を図る資料としての活用、③学力向上プランの検証や校内研修における学力分析資

料、④その他授業改善等の資料としての活用が図られ、学力向上の成果が着実に表れている。

（４）室蘭市教育研究所における調査・研究については、言語活動及びＩＣＴ活用に係る公開授業及びＩＣＴ活用の視察研修等を実施し、授業改善及び先進的な教育情報に関わる市内全体への情報発信と環流を行うことができた。

２．各学校における学力状況の把握と学力向上プランの作成

（１）全国学力・学習状況調査（小６、中３対象）の結果から

ア）小学校６年生については、国語は全国と比較し「同程度」（全国平均±１ポイント）、算数は「ほぼ同程度下位」（全国平均－１～－３ポイント）に達しており、全体的に学力面での改善傾向がみられる。

イ）中学校３年生については国語Ａが全国と比較し「同程度」、その他の教科は「ほぼ同程度下位」となっている。

ウ）学習・生活習慣質問紙調査の結果から、「家などで３０分以上読書をしている」、「家庭で１時間以上学習している。」、「家で学校の宿題をしている」という各項目が、昨年度と比較し改善傾向が見られる。

（２）室蘭市標準学力調査（小５、中２対象）の結果から

ア）小学校５年生については、国語は全国と比較し「ほぼ同程度下位」（全国平均－１～－３ポイント）。算数は「低い」（全国平均－５～－７）。

イ）中学校２年生については、国語は全国と比較し「やや低い」（全国平均－３～－５ポイント）。数学は「ほぼ同程度上位」（全国平均＋１～＋３ポイント）。

ウ）各学校においては、各調査の結果を分析した上で、指導方法や指導計画の工夫・改善を行い、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導に努めることができた。

３．学力向上に係る小・中連携教育の推進

（１）小・中連携教育の推進を通じて、中学校入学時における小６児童の学習状況の丁寧な引継ぎを始め、学習のきまりや指導方法に関する小・中学校の情報交流が進み、義務教育９年間を見通した学力向上の取組が進められている。

≪課題≫

１．学力諸調査を実施した各学年・教科の結果を見ると、年を追うごとに改善傾向が見られ、一定の成果があると考えられるが、全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均正答率を下回っている教科があることや、特に小学校においては全国平均値よりも高い学校から低い学校まで広く分布しているなどの課題がみられる。今後も引き続き、学力向上の取組を強化していく必要がある。

２．学力諸調査の結果をみると、本市の子どもたちは、全国と比較し、「家庭での学習の時間が短い」、「TV を見たりゲームをしたりする時間が長い」という状況が明らかになっており、家庭における望ましい学習習慣や生活習慣の確立が課題としてあげられる。

３．小・中連携教育の推進については、中学校区による取組内容や教員の意識によって差異が見られ、今後一層の取組促進が必要である。

今後の展開の考え方

１．毎年度毎に「第２期室蘭市学力向上基本計画」の成果と課題を検証し、室蘭市の子どもたちに確かな学力を定着させるため、第２期室蘭市学力向上基本計画に示されている

取組についての改善を図っていく。また、授業改善や教師の指導力の向上を一層効果的に推進していくために、①研究奨励校事業の研究の成果の環流、②チャレンジテストの活用推進、③小・中学校の連携強化、④ＩＣＴ活用事業の推進、⑤室蘭市教育研究所における調査・研究及び研修講座等の取組の改善・充実を図っていく。

２．各学校が児童生徒の実態に即し作成した学力向上改善プランの見直しや修正を実施し、より効果的な学習活動が実践できるよう、今後も指導・助言に努めていく。

３．社会で自立して生きていく上で必要な学力や望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けさせることができるよう、学校・家庭・地域・教育行政が一体となった取組を推進していく。

４．本市児童生徒の確かな学力の向上を推進していくための小・中連携教育を一層促進していく。

●担当課「指導班」

※ＩＣＴ (Information and Communication Technology) ： コンピュータやインターネットなどの情報通信技術

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
２　「豊かな心」を育む教育について
平成２６年度の取組状況
１．生命尊重や思いやりの心、規範意識などの子どもたちの「豊かな心」を育むために、道徳の時間を中心とした全教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに、道徳の時間の工夫・改善に努めた。また、地域の特性を生かした「豊かな体験活動」を通じて、内面に根ざした道徳性の育成に努めた。 ２．各学校においては、子どもたちの心に寄り添う生徒指導と学級経営、教育相談体制の充実を図り、児童生徒理解を深めるとともに、社会性や豊かな人間関係の確立を図るための生徒指導の充実に努めた。 ３．「室蘭市いじめ防止基本方針」及び学校毎の「いじめ防止基本方針」に基づき、以下の取組を推進し、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めた。 （１）年３回以上のアンケート調査や教育相談等の実施。（各校） （２）地域、関係機関との連携による「いじめを絶対に許さない」体制づくり。 （３）子どもたちの主体性を生かした「むろらん子どもサミット」の開催。 （４）インターネットを介した「いじめ問題」の未然防止の取組。 ４．不登校問題については、不登校の初期対応の重要性についての認識の共有化を図るとともに、小・中連携に基づく取組の充実を図るために、市内各小・中学校職員をはじめ、スクールカウンセラーや適応指導教室職員も含めた「いじめ・不登校等対策協議会」を開催し、各中学校区ごとの情報交流を行った。 　また、月３日以上の欠席児童生徒の把握及び状況の客観的な分析を行い、適応指導教室と連携して不登校傾向の児童生徒の早期支援に努めた。 ５．子どもたちの望ましい生活習慣の確立とネット犯罪やトラブル等から子どもたちを守る取組として、室蘭市ＰＴＡ連合会、学校、教育委員会の三者連携による「室蘭市携帯・スマホ三か条」を作成し、家庭・地域への周知を図った。
成果・課題等
≪成果≫ １．道徳教育については、市内全小・中学校に道徳副読本を配備するとともに、道徳推進教師を中心に、各校における「道徳の時間」の指導の充実と指導改善に努めた。また、地域の特性を生かした体験活動や全教育活動を通じて行う道徳教育の推進を通して、道徳的実践力の育成が図られた。 ２．市内の生徒指導に関する状況をみると、児童生徒はおおむね落ち着いた学校生活を送ることができていた。また、薬物乱用防止教室やインターネット使用に関するマナー教室等の実施し、問題行動の未然防止の取組の充実に努めた。 ３．いじめの認知件数は平成２１年度をピークに減少傾向にあり、各校における未然防止の取組に一定の成果があったものと考える。

４．不登校児童生徒数は平成２２年度をピークに減少傾向にあり、各種取組並びに関係機関と連携した対応について、一定の効果があったものと考える。
５．インターネットの利用に関わって、ＰＴＡ、学校、教育委員会の３者の間で共有理解を図ることができた。

≪課題≫

１．道徳の時間の充実を図るために、年間指導計画の整備や授業改善を図るための教材開発、校内研修や公開授業の実施、道徳教育推進体制の工夫改善等が重要である。
２．生徒指導については、引き続き児童生徒の理解に努めるとともに、児童生徒の自己肯定感の醸成や正しい判断力の育成等に努めていくことが重要である。また、インターネット・トラブルの未然防止を図るための取組についても今後の継続が必要である。
３．「いじめはどの学校にもどの子どもにも起こりうる」という認識のもと、学校、保護者、地域、関係機関とが一体となり、今後も組織的にいじめを防止するための体制づくりを継続していく必要がある。
４．不登校傾向となった児童生徒、保護者、学校、適応指導教室との連携については、今後もさまざまなケースに応じた臨機応変な対応が必要である。
５．携帯電話やスマートフォン、通信ゲーム等の利用については、児童生徒及び保護者の理解が重要であり、今後も引き続き児童生徒及び保護者への啓発が必要である。

今後の展開の考え方

１．豊かな心の一層の育成を図るため、家庭や地域社会、関係団体との連携を強化するとともに、道徳の教科化（道徳科）に係る教員研修会を実施し、児童生徒の心に響く道徳教育の充実を図っていく。
２．生徒指導の一層の充実を図るために、以下の取組を推進していく。
（１）確かな児童生徒理解、望ましい人間関係や規範意識等の醸成、自己指導能力の育成。
（２）学校における生徒指導体制、教育相談体制の充実・改善。
（３）学校、保護者、地域、関係機関との連携を図った指導の充実。
３．室蘭市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本計画の取組を継続し、学校における組織的な対応や取組の充実や学校・保護者・関係機関等との連携強化を図り、「いじめ問題」の未然防止・早期発見・早期解決の取組を推進していく。
４．不登校問題については、不登校の初期段階における支援の重要性を認識し、学校と保護者との連携はもとより、小・中学校間の連携や適応指導教室等との連携を深めながら、初期段階からの積極的な支援に努めていく。また、家庭的な問題が長期化につながるケースもあることから、必要に応じて関係各課や外部関係機関との連携を図った対応を行っていく。
５．インターネットの利用については、今後も引き続き児童生徒及び保護者への啓発に努めていく。

●担当課「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
３　「健やかな体」を育成する教育について
平成２６年度の取組状況
１．体力の向上 　体力の向上については、新体力テストの全学年実施を行うとともに、体力向上を図るための一校一実践の取組を推進した。また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の一層の推進及び日常の運動を含めた生活・運動習慣の改善については、各学校の学校便りによる啓発活動に加え、市内全小・中学校の保護者に配布している「家庭教育のすすめ」（リーフレット）の中に、運動習慣に係る内容を付け加えるなどして、家庭との連携を図った取組を推進した。 　このほか、本年１月に「室蘭市児童生徒の体力向上プラン」を策定し、次年度以降の健康・体力づくりの取組方針を明確にした。 ２．フッ化物洗口 　平成２４年度から全小中学校で実施しているフッ化物洗口については、幼稚園に対する薬剤提供制度を新設した。 　＜実施状況＞ 　継続実施（市支援）～１園（めばえ幼稚園） 　新規実施（道支援）～３園（中島幼稚園、文化学園大学附属幼稚園、桜ヶ丘幼稚園） （開始初年度は、道の制度で薬剤提供を受けられることから、市では開始２年目以降の幼稚園に対して薬剤を提供。） ３．子どもたちの望ましい食習慣の醸成や、食と健康に関する知識の定着を図るために、栄養教諭による食育の充実に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ １．各学校において一校一実践等の体力向上の取組の充実を図ることができた。また、基本的な生活習慣の改善については、リーフレットの配布等を通じて保護者への意識啓発を行うことができた。また、「室蘭市児童生徒の体力向上プラン」の策定により、健康・体力づくりの取組について、今後の方向性が明確化された。 ２．平成２６年度は新たに３園がフッ化物洗口を導入。幼児期からフッ化物洗口を開始することにより、就学後のフッ化物洗口実施の円滑化と実施効果の向上に繋がり、本市の子どもたちの歯科健康対策の更なる推進を図ることが出来た。 ３．栄養教員による学校訪問を行い、食育指導の充実に努めた。 ≪課題≫ １．児童生徒の体力については、全道的傾向として、全国平均を下回っている現状であり、引き続き、学校課題に応じた体育授業の改善や「一校一実践」等の取組を進めていくことが重要である。また、基本的な生活習慣の改善に係る保護者への啓発については、今

後も学校と保護者との一層の連携を深めながら、継続的に子どもたちの生活・運動習慣の改善を図っていくことが必要である。 ２．フッ化物洗口を実施する幼稚園が１１園中４園のみのため、未実施の幼稚園に対しては、早期実施に向けた働きかけが必要。 ３．平成２７年度からは県費負担教職員定数配置基準に基づき、栄養教諭が１名減の２名体制となることから、学校訪問等による栄養教諭の食育指導について、一層効果的な運用の検討が必要である。
今後の展開の考え方
１．本年１月に策定した「室蘭市児童生徒の体力向上プラン」に基づき、９年間を見通した取組の推進と家庭・地域との連携を通して次の取組を推進していく。 （１）全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析と情報提供。 （２）新体力テストの全学年実施と効果的な活用、児童生徒の経年的な実態把握と次年度への引継ぎ。 （３）一校一実践の取組を実施及び市内各校の取組実践についての情報交流。 （４）体育授業の工夫・改善及び教員研修会の実施。 （５）望ましい生活習慣や運動習慣を確立するための児童生徒への指導と家庭への啓発活動の取組。 （６）体力向上の視点からの体育行事等の見直し・改善、児童生徒の自主性を生かした体力向上の取組。 ２．未実施の幼稚園に対して、歯科医師会や保健所と連携を図りながら早期実施に向けた個別対応を行う。 ３．学校訪問等による栄養教諭の食育指導の内容充実を図るとともに、学校教育における食育の方針を明確にし、本市児童生徒に、食に関する知識や実践的な態度を身に付けさせ、望ましい食習慣の形成を図っていく。

●担当課「指導班」、「学校教育課」、「給食センター」

※フッ化物洗口を実施する幼稚園に対する薬剤提供制度（私立幼稚園フッ化物洗口支援事業）は、平成２７年７月１日から子育て支援室へ移管。

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
４　特別支援教育の充実について
平成２６年度の取組状況
１．特別支援教育コーディネーターを活用した教育相談 ８５件（Ｈ２５）　→　１２０件（Ｈ２６） ２．特別支援教育支援員の配置 ・特別支援学級　２７人（Ｈ２５）　→　３１人（Ｈ２６） ・通常学級　１３人（Ｈ２５）　→　１３人（Ｈ２６） ３．就学相談員の配置　２人（Ｈ２５）　→　２人（Ｈ２６）
成果・課題等
≪成果≫ 特別支援教育コーディネーター（※注１）の派遣や特別支援教育支援員（※注２）の配置(特別支援学級と通常学級)、就学相談員の市教委への配置により、障がいのある児童生徒の支援体制や学校・保護者への相談体制の充実、強化を図っている。 ≪課題≫ 保護者の理解促進や支援体制の整備等により、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加は続いており、今後もきめ細かな支援を続けていく必要がある。 また、小１プロブレム（※注３）への対応として、幼稚園・保育所との連携強化や就学前児童の保護者への特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。
今後の展開の考え方
対象児童生徒の増加に対応した指導・相談体制の強化を図り、保護者への相談支援や関係職員への研修を充実させていく。 また、就学前児童のスムーズな小学校入学のために、幼稚園・保育所との定期的な情報交換、保護者への就学相談・情報提供を積極的に進めていく。

●担当課「指導班」、「学校教育課」

※注１特別支援教育コーディネーター：特別支援学校の教員の専門性を活かし、地域における特殊教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割として、小・中学校を訪問し、担任への指導支援、校内体制の助言等を行う。

※注２特別支援教育支援員：小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う。

※注３小１プロブレム：環境の変化等により、小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話を聞けずに騒いだり、教室を歩き回るなど授業が成立しない問題。

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
５　特色ある教育活動について
平成２６年度の取組状況
１．世界に通じる子どもたちの育成事業として、児童生徒を対象とした講話の実施、中学生を対象とした「むろらん中学生イングリッシュ・デイ」（室蘭の特徴的な施設を英語で紹介したＤＶＤの作成等）、小学校５年生を対象とした国際理解教育出前授業を実施した。 ２．昨年度に引き続き、外国語指導助手（ＡＬＴ）を３名とした体制で、小学校の外国語活動の充実を図った。 ３．ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学との連携や職場体験学習を通して児童生徒の生き方や望ましい職業観・勤労観を育む進路指導の充実に努めた。 ４．郷土室蘭の豊かな自然や環境に親しみを持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めるため、港ふるさと体験学習を引き続き実施した。 ５．環境保全に主体的に関わる態度を育成する目的から環境教育教材として、「交通エコロジー教室」（市内小学校４校）を開催し、子どもたちの環境保全の意識を高めた。
成果・課題等
≪成果≫ １．世界に通じる子どもたちの育成事業を通じて、児童生徒が世界に目を向け、日本と異なる文化や習慣への理解を深めることができた。また、小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を外国語活動に派遣することにより、コミュニケーション能力の育成を図ることができた。 ２．室蘭工業大学との連携したものづくり体験活動や中学校の総合的な学習の時間で実施している職場体験学習を通して、望ましい生き方や職業観・勤労観を育む進路指導の充実が図られた。 ３．港ふるさと体験学習では、北海道大学水産学部海藻研究所や市農水産課、海上保安部、室蘭港湾事務所等の協力を得て、ふるさと室蘭の文化や産業を学習したり、人間と環境との関わりについて理解を深めたりするとともに「ふるさと室蘭」への愛着と地域社会の一員としての誇りと自覚を深めることができた。 ４．環境教育教材として、「交通エコロジー教室」（市内小学校４校）を開催し、環境保全に主体的に関わるための環境学習の効果を高めるとともに、関係部局と連携した環境教育を推進することができた。 ≪課題≫ １．世界に通じる子どもたちの育成事業については、子どもたちが主体的に活動に参加し、異文化理解はもとより自国の文化への理解を深めることができるプログラム開発や、地域人材の発掘等が必要である。 ２．小学校へのＡＬＴの派遣については、ＡＬＴと担任との連携を一層密にしながら、よ

り効果的な指導方法を工夫・改善していくことが重要である。
３．室蘭工業大学や関係団体等と連携したものづくり体験活動については、今後も市長部局や関係団体と連携協議しながら、その充実を図っていくことが必要である。
４．港ふるさと体験学習については、各学校や子ども達からも好評の事業なので、今後も関係機関や団体の協力を得ながら、事業内容の充実に努めていくことが重要である。
５．環境教育については、各学校における取組の一層の充実を積極的に支援していくことが必要である。

今後の展開の考え方

１．世界に通じる子どもたちの育成事業については、より多くの子どもたちに国際理解教育の輪を広げていくために小学校出前講座を継続していく。また、小学校へのＡＬＴの派遣についても、外国語学習の充実を図るため、今後も指導方法の工夫・改善を図りながら取組を継続していく。
２．ものづくり体験活動等については、市長部局との関連を図りながら、今後も関係団体や関係企業等と連携協議する機会を設けて、「ものづくり」に親しむ機会を提供するなど、地域の産業やものづくりへの関心を育み、まちに愛着を持ってもらう取組とその充実を図っていく。
３．港ふるさと体験学習については、関係機関や団体との連絡会議において調整を図るなど、この事業の充実に努めていく。
４．環境教育の充実については、環境保全に主体的に関わる態度を育成する観点からも、地域素材の積極的な活用や、関係機関と連携を一層密にしながら取組の充実を図っていく。

●担当課「指導班」

※ＡＬＴ（Assistant Language Teacher）： 外国語指導助手。小・中・高等学校等で日本人外国語教員と協力してティーム・ティーチング（協同授業）を行うほか、クラブ活動や教員との交流などの活動を行う。

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
６　幼保小の連携について
平成２６年度の取組状況
１．幼保小の連携会議の開催 （１）市教委と室蘭私立幼稚園協会との懇話会（6/6） （２）市教委、小学校長会役員と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（8/29） ２．幼保小の円滑な学びの接続を図るための関係者との連携セミナー （１）幼稚園・保育所・小学校の親と教育・保育職員の集い 次のステップである小学校への円滑な移行を図るための集いとして、白鳥台小学校(11/6)、絵鞆小学校(11/19 会場：港の文学館)、海陽小学校(12/3)と今年度は会場を３小学校区３会場に増やし、開催時刻を各校別々の時間で各１回開催。延べ参加者８５名。
成果・課題等
≪成果≫ １．平成２１年度より、小１プロブレムの防止に向けた幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな引継と各種情報交換等を目的に幼保小の連携会議を開催。 平成２６年度は幼稚園との連携会議を２回開催し、それぞれの現状や課題の報告、各種要望、小学校への引継方法の再確認等を行い、緊密な連携を図ることができた。 ２．セミナー終了後のアンケート調査結果より、「入学前に準備すべきことや家庭での取組の必要性など大変参考になった」、「勉強になった」、「入学前の不安や心配が少なくなった」という感想が多く、今後も実施して欲しいとの意見があった。 ≪課題≫ １．特別支援教育に関して、入学前の就学相談を希望する保護者が増えており、幼稚園・保育所の困り感も大きいことから、スムーズな小学校入学のために専門職員の派遣等の支援が必要。 ２．保護者の要望を踏まえた参加しやすい日程・時間・場所の検討、さらに参加者を増やすための市民周知をより効果的に行う必要がある。
今後の展開の考え方
１．平成２４年８月に成立した子ども・子育て関連３法により、平成２７年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて国や地方自治体で準備が進められており、今後も国の動向を注視しながら幼保小の連携強化を図り、幼児教育の充実に努めていく。 ２．セミナーの周知に向けては、幼稚園や保育所・小学校等へのポスター掲示、マスコミへの報道依頼のほか、参加者にも友人・知人への口コミ案内等、広く伝わるように努める。またセミナーでは、理解しやすい配布資料の工夫や、自由な意見交換等ができるように配慮しながら、親の資質向上と子どもの健全な成長につながるよう検討を進める。

●担当課「学校教育課」、「生涯学習課」

※幼保小の連携は、平成２７年７月１日から子育て支援室へ移管。

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
７　私学に対する支援について
平成２６年度の取組状況
高等学校、専修学校、私立幼稚園に対し教材教具等の整備や生徒・園児募集、特色ある教育活動等への補助と平成２１年度から施設の老朽化に伴う校舎・園舎の大規模改修に対して補助を実施し、更に、平成２５年度から老朽化に伴う校舎建替に対して補助を実施。 ○高等学校 教育振興補助　13,000 千円（北海道大谷室蘭 7,000 千円、海星 6,000 千円） 校舎等建替　20,000 千円（北海道大谷室蘭） ○専修学校 教育振興補助　3,000 千円（北斗文化学園） ○幼稚園 教育振興補助　5,500 千円（室蘭市私立幼稚園協会　500 千円×11 園）
成果・課題等
≪成果≫ 入学者数の減少により経営が厳しい私立学校等に対して補助を行うことにより、本市における私立学校等の教育の振興が図られた。 ≪課題≫ 景気低迷が続く中、私立学校等では入学者数の減少により厳しい経営が続いており、今後も安定した学校運営を継続していくためには、本市による支援が欠かせないものであり、今後も継続していく必要がある。
今後の展開の考え方
私学への助成については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく国及び道の助成の充実を、今後とも教育長会等を通じて要望を行っていく。また、市の単独補助である教育振興補助事業を今後も継続して行い、私学振興の充実を図る。

●担当課「学校教育課」

※私立幼稚園教育振興費補助事業は、平成２７年７月１日に子育て支援室へ移管。

重点施策
第２　信頼される学校づくりの推進
点検・評価項目
８　開かれた学校づくりの推進について
平成２６年度の取組状況
各校では、学校便りの地域回覧やホームページ、学校評議員会を通じて、児童生徒の教育活動の様子や成果と課題について、保護者や地域住民への説明責任の充実に努めた。 また、各学校の教育活動の推進にあたっては、日本の文化にふれる学習やものづくり・職業体験、ボランティア教育や環境教育、国際理解教育等さまざまな教育活動において、地域の教育力（人材や施設、自然環境等）を活かした教育活動の実践を通じて地域に根ざした開かれた学校づくりの推進に努めた。 この他、いじめの問題や児童生徒の健全育成及び登下校時の見守り活動等において、校区内の町会や関係団体との連携を引き続き継続し、児童生徒の安全・安心の確保に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 町会や各関係団体から、登下校時の見守り活動や地域人材による学習支援等、学校への各種支援をいただいたことにより、児童生徒の学習効果の向上、不審者被害件数の減少等に大きな効果が表れている。 ≪課題≫ 学校統合が進められており、それに伴い校区が拡大していることから、統合校においては、新しい校区における地域関係団体との連携の再確認と強化を図る必要がある。また、保護者や地域の方々との連携を一層密にしていくための取組の強化が必要である。
今後の展開の考え方
本市においては学校統合、校区拡大等が続いているが、各学校においては、これまでに確立してきた地域との繋がりを引き続き継続し、学校と地域とが一体となった教育活動の充実や子ども達の安全・安心が確保できるよう、保護者・地域住民の参画型の学校づくりの推進や、教職員の授業力の向上や服務規律の徹底など、保護者や地域住民から信頼される学校づくりの推進を一層努めていく必要がある。

●担当課「指導班」

重点施策
第２　信頼される学校づくりの推進
点検・評価項目
９　教職員の資質・能力の向上について
平成２６年度の取組状況
１．初任段階教員研修、５年経験者研、１０年経験者研、地域連携研修（指定校：本室蘭中学校、八丁平小学校、高砂小学校。公開研究会、先進都市視察と報告会の実施等）等の胆振教育局と連携した取組を通じて、教職員の資質・能力の向上に努めた。 ２．室蘭市教育研究所公開授業（研究授業１回、公開授業３回）を実施するとともに、生徒指導及び教科指導、インターネットを介したいじめ問題等の情報モラル、校務支援のためにＩＣＴ活用等の研修講座を開催するなど、室蘭市内の教職員の資質・能力の向上に努めた。 ３．市内全小・中学校の校内研修に関わる授業研究に、胆振教育局及び本市指導主事が参加し、市内各学校の教育研究についての指導・助言を行った。
成果・課題等
≪成果≫ １．胆振教育局と連携した研修事業の実施を通じて、新学習指導要領の主旨の徹底及び学力向上の取組の充実を図るための教職員研修の充実を図ることができた。 　また、公開研究会や先進都市の視察報告会等を通じて、教員の指導力の向上に係る情報環流を図ることができた。 ２．教育研究所の公開授業や研修事業には、市内の多くの教員が参加し研究協議が実施されたほか、成果と課題を自校に持ち帰り、日々の授業実践に活かしている。 　各種研究奨励校事業及び教育研究所の公開授業については、公開授業や研究発表等を通じて、その成果を情報交流することで市内各校へ還元することができた。 ３．市内全小・中学校の校内研究に係る授業研究会に、胆振教育局及び本市指導主事が参加して、新学習指導要領の指導内容や指導方法の工夫改善に係わる指導助言が実施でき、確かな学力の向上に係わって、全国学力・学習状況調査の結果に向上がみられるなど、一定の成果がみられた。 ≪課題≫ 　今後も引き続き、胆振教育局との連携強化や、教育研究所における先進的な研究実践を継続しながら、日頃の教育実践に結びつく取組が必要である。 　また、学校毎の教育研究に対し、胆振教育局及び本市指導主事による指導・助言等の継続に努めていくことが必要である。
今後の展開の考え方
教育研究所においては、平成３２年度に全面実施が予定されている新学習指導要領への対応を踏まえ、「考え、議論する道徳科への転換」、「コミュニケーションを楽しむ外国語活動」の研究を行い、併せて本市の課題となっている言語活動の充実や、ＩＣＴ活用推進等の課題を取り入れた研究体制の構築を図っていく。また、研修講座についても、教育の

今日的な課題等を積極的に取り上げ、内容の充実を図っていきたい。このほか、引き続き胆振教育局及び本市指導主事による指導・助言等を行う中で、教員一人一人の授業改善や授業力の向上に努めていきたい。

●担当課「指導班」

重点施策
第２　信頼される学校づくりの推進
点検・評価項目
１０　教職員の服務規律について
平成２６年度の取組状況
教職員の服務規律については、交通違反・事故等の不祥事防止に向け、教職員の服務ハンドブックや懲戒処分事例の資料を活用し、校内研修の実施や職員会議等において所属職員に対し指導を行うなど、各学校において不祥事防止に向けた取組を継続的に行うよう指導した。 校長会、教頭会等において、室蘭市内や胆振管内の交通事故・違反の発生状況を周知し、交通規律の遵守について指導した。 市内小・中学校教頭を対象とした服務に関する実務的な勉強会を開催し、服務規律の保持について指導した。
成果・課題等
≪成果≫ 校内研修を集中的に実施する期間「コンプライアンス確立月間」を５、６月に設定し、期間中、市内の全小・中学校において研修が実施された。 ≪課題≫ 教職員の交通事故・違反が前年度と比較し増加した。 （平成２５年度：３４件　→　平成２６年度：３９件）
今後の展開の考え方
教職員による交通事故・違反が年々増加傾向にあり、交通規律の遵守について重点的に研修を実施するよう指導していく。また、その他の不祥事についても、防止に向けた教職員の意識向上を図る取組を引き続き行っていく。

●担当課「学校教育課」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１１　不審者対策について
平成２６年度の取組状況
不審者被害対策については、児童生徒の危機回避能力や緊急時の対応能力の育成に向け、関係機関の協力を得ながら防犯教室や防犯訓練を実施するとともに、被害の抑止効果をねらいとして、学校や町会、地域パトロール隊による、年３回、計６日間の市内一斉巡回活動を実施した。 また、市内小・中学生の不審者被害情報を、本市不審者被害情報メールにより配信するとともに、北海道警察が行っている防犯メール（ほくとくん防犯メール）についても、学校便りやホームページを通じて市内小・中学校の保護者に紹介するなど、登録者の拡大に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 不審者情報をメールで知らせる本市不審者防犯システムの登録者は、平成２５年度の４，０８２名から平成２６年度は４，３２７名と２４５名増加した。また、学校と地域で連携して行っている防犯パトロールについても継続的に実施しており、児童生徒の不審者被害件数は１１件と前年度比＋１件となっている。 ≪課題≫ 不審者被害件数は昨年とほぼ同数であるが、高校生の被害は増加傾向にあり、悪質な被害を防ぐためにも、今後も児童生徒の安全確保に万全を期す必要がある。
今後の展開の考え方
不審者対策については、引き続き本市不審者情報メールによる周知、地域パトロール隊等と連携した一斉巡回活動、学校毎の不審者被害等注意喚起メールシステムの構築等による安全確保体制の構築とともに、防犯教室や防犯訓練による児童生徒の危機回避能力、危険予測能力の育成を図っていく必要がある。

●担当課「指導班」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１２　防災教育について
平成２６年度の取組状況
各学校における防災計画、防災教育については、平成２６年４月に策定した「室蘭市小・中学校における防災計画・防災教育計画に係る指針」及び学校ごとの「防災計画・防災教育計画」に基づき、自然災害のメカニズムに関する指導や地震、火災、津波等を想定した避難訓練を行うなどして、児童生徒が自然災害に対する理解を深めるとともに、災害発生時に安全に避難できる態度や能力の育成を図った。 このほか、防災計画・防災教育に関する教職員の研修を実施するとともに、災害等が発生した際の対応について全教職員の周知徹底に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 市内小・中学校においては、室蘭気象台と連携した防災学習や津波避難訓練の講評等の取組を実施し、災害発生時の対応についての理解を深めるとともに、児童生徒の自助の意識の向上を図ることができた。 ≪課題≫ 市内全小・中学校においては、学校ごとの「防災計画・防災教育計画」を作成しているが、実際に災害が発生した場合を想定し、定期的な諸訓練の継続実施や、災害時における具体的な対応について、年度毎の内容確認と見直し・改善が必要である。
今後の展開の考え方
地震や津波、風水害等の自然災害については、日頃からの継続的な訓練の実施と防災教育の充実が重要であり、校長のリーダーシップの下、教職員の危機管理意識を一層高めるとともに、年度当初における校内組織体制の整備を含めて、各校における「防災計画・防災教育計画」の年度ごとの見直し・改善と周知徹底を図っていく。

●担当課「指導班」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１３　放課後児童対策について
平成２６年度の取組状況
子どもの放課後の居場所づくりに向けては、児童クラブ４箇所、スクール児童館１１箇所、児童センター３箇所において放課後児童対策を実施し、子育て支援の一環として、スクール児童館や児童クラブの終了時間の延長を試行実施した。 また、特別支援学級の障がい児の登録希望が増えていることから、次年度からの支援員の適正配置のため、配置基準の見直しを行った。
成果・課題等
≪成果≫ 試行実施したスクール児童館や児童クラブの終了時間の 30 分延長（18:00→18:30）については、一定程度の利用が認められ、次年度以降も継続実施する。 また、支援員の配置基準を見直し、平成２７年度から障がい児１名からの職員の加配が可能となった。 ≪課題≫ 今後も学校統合により校区が広範囲となり、自宅が学校から遠距離となる自由来館児童については、放課後の直接来館、スクールバスが運行しない土曜・長期休業時の来館や帰宅時の足の確保など、その方策について検討する必要がある。
今後の展開の考え方
今後の学校の統合に向けて、地域性も勘案しながら、安全・安心で利用しやすい放課後児童対策の見直しや検討を進めていく。

●担当課「青少年課」

※放課後児童対策事業は、平成２７年７月１日から子育て支援室へ移管。

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１４　学校給食について
平成２６年度の取組状況
１．安全・安心な学校給食の提供 （１）栄養教諭の栄養価や地産地消に配慮した献立に沿って、衛生管理責任者である栄養教諭の指導のもと、調理委託業者と連携して、安全・安心な給食の提供に努めた。 （２）施設内の設備及び調理用具について、計画的に修繕及び取り換えを行った。 （３）HACCP（※）に基づく衛生管理に努めた。 （４）学校給食で使用する生鮮食品については、市内で流通している食品を購入し、産地等の確認により安全・安心な食材の使用に努めた。 ２．学校給食費の滞納対策等 （１）滞納者に対して電話督励や催告書等を送付し、反応のない滞納者に対しては、強制執行手続き等の「法的対応」の強化に努めた。 （２）保護者への納付啓発を図るため、引き続き「学校給食センターだより」への掲載を行った。 （３）保護者からの申請により、児童手当から給食費への充当を行った。
成果・課題等
≪成果≫ １．HACCP に基づく衛生管理に努めたことで、安全・安心な給食の提供ができた。 ２．給食費の値上がりがあったが、収納率にあまり変動がなく徴収することができた。 ≪課題≫ １．施設内の設備及び調理用具について、計画的に修繕及び取り替えを行う必要がある。 ２．収納率向上、滞納繰越の減少に向けて、今後も継続した取組が必要である。
今後の展開の考え方
引き続き、栄養教諭の栄養価や地産地消に配慮した献立とともに、調理委託業者と連携して、安全・安心な給食を提供する。また、負担の公平性からも今後とも法的対応を含め滞納解消に努める。

●担当課「学校給食センター」

※HACCP：食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード；Hazard）を分析し、それを最も効率よく管理できる部分（CCP；必須管理点）を連続的に管理して、安全を確保する管理手法のこと。

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１５　学習環境の整備について
平成２６年度の取組状況
第２期学校適正配置計画に基づき、平成２７年４月開校予定のみなと小（絵鞆小・桜が丘小・武揚小・旧常盤小の統合校）は、昨年から継続の校舎・体育館棟建設が平成２６年１１月に完成、外構・グラウンド整備は平成２６年１０月に着手し、平成２７年３月に完成し、４月に開校を迎えることとなったほか、第３期学校適正配置計画（※）に基づく平成２８年４月開校予定の蘭北小（高平小、本輪西小の統合校）は、外構整備の一部が平成２６年１０月に完成し、校舎棟大規模改修工事が平成２７年２月に完成した。 また、平成３０年４月開校予定の蘭北地区統合小（陣屋小、本室蘭小、白鳥台小）は、平成２７年３月に基本設計が完了した。
成果・課題等
≪成果≫ 第２期学校適正配置計画最後のみなと小の整備が終了し、蘭北小や蘭北地区統合小も着実に統合準備が進んでおり、計画に基づく児童生徒の教育環境の整備・充実が図られてきている。 ≪課題≫ 平成３０年度までの統合が決まっている地区については、開校に向けたスケジュールに基づき、所要の準備を確実に行っていく。 第３期学校適正配置計画の残りの対象地区について、順次、統合推進協議会の設置に向け、地区の学校・保護者・地域と協議を進めていく。
今後の展開の考え方
「第２期（～平成２７年度）」及び「第３期（平成２８～３２年度）」の学校適正配置計画に基づき、保護者や地域の理解を得ながら、子ども達の教育環境の向上を図っていく。

●担当課「総務課〔施設適正配置〕」

※第３期学校適正配置計画：「第１期適正配置計画（平成８年策定）」、「第２期適正配置計画（平成１７年策定）」に引き続き、平成２３年３月に策定した計画。「港北・本輪西地区（高平小・本輪西小）」、「蘭北地区（陣屋小・本室蘭小・白鳥台小）」、「東明地区（高砂小・水元小・知利別小）」の３地区の方向性と、天沢小と大沢小の編入統合の考え方をまとめたもの。

重点施策
第４　人とまちが生きる生涯学習の推進
点検・評価項目
１６　男女平等参画社会の形成について
平成２６年度の取組状況
男女が対等なパートナーとして、あらゆる場所でその個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し策定した「室蘭市男女平等参画基本計画」が平成２５年度で計画満了し、平成２６年度より市民の意見等を尊重し策定した「第２次室蘭市男女平等参画基本計画」(２０１４年度～２０２３年度)がスタートし、男女平等参画社会に向けた情報提供や講演会、女性リーダー育成事業等を実施した。 １．男女平等参画社会の実現に向けた情報提供 男女平等参画社会の啓発について情報誌「アバンセ」を市民公募した編集委員と年２回合計１万３千部を作成し、町会・自治会、事業所、関係機関・団体等へ配布、市内公共施設に配置した。 ２．男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取組 「室蘭市男女共生セミナー」を市民公募した運営委員と協働で年６回開催し、延参加者２６８人となった。 また、プラザ利用７団体との共催により、国の男女共同参画週間(６月２３日～２９日)に、男女平等参画プラザ祭（映画上映とパネル展示）を開催したほか、札幌で開催された日本女性会議２０１４と女性プラザ祭に希望者を募り参加した。 ３．女性リーダーの育成 室蘭・登別・伊達の３市が市民公募により７人（定員１市３人）の参加者を選考し、埼玉県（嵐山町）の国立女性教育会館等に派遣した。全国各地における女性の社会参加の取組や地域活動・学習活動の実践例について研修を受け、男女共生セミナーの中で研修成果を発表する報告会を開いた。
成果・課題等
≪成果≫ １．男女平等参画社会の実現に向けた情報提供 男女平等参画情報誌「アバンセ」を町会・自治会や事業所、関係団体に広く配布することにより、男女平等参画社会への理解と関心を高めることができた。 ２．男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取組 講演会等の終了後に実施したアンケート調査の結果から、社会の慣習・慣行にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ個性と能力を発揮して自分らしく生きやすい社会を目指すため、男女平等参画社会への理解が深まったとの高い評価が得られた。 ３．女性リーダーの育成 女性リーダーの育成では、三市合同女性国内派遣研修報告会において、研修参加者から男女平等参画社会を視野に入れた女性リーダーとしての研修成果を、今後の地域活動や団体活動等に活かしていきたいとの報告がなされた。

≪課題≫

１．男女平等参画社会の実現に向けた情報提供

情報誌「アバンセ」について、より多くの人へと情報発信するために、取材相手や内容等、紙面の充実を図る必要がある。また、市民公募の編集委員を増やす必要がある。

２．男女平等参画の実現に向けた講演会等の取組

各種講演会等への参加者の固定化が見られ、年齢層の拡大を図ることが課題である。また、男女平等参画社会の実現には、育児や介護などの福祉部門等との連携を強化する必要がある。

３．女性リーダーの育成

審議会・委員会等における女性登用率が２１．９％と毎年微増しているが、目標値である３０％に達していない他、町会・自治会長、PTA 役員における女性の割合が町会・自治会長９．１％、PTA 役員１２．０％と微増したが、まだ低い割合になっている。

今後の展開の考え方

１．男女平等参画の実現に向けた情報提供

今後とも、市民公募による編集委員とともに、市民に親しまれ、読みやすく、興味を持たれる紙面内容となるよう創意工夫を行い、男女平等参画社会に向けて継続して情報発信をしていく。

２．男女平等参画の実現に向けた講演会等の取組

市民公募による運営委員とともに、アンケート結果等に基づき、市民の関心が高く話題性のある、男女平等参画について啓発できる講演会等を開催していく。また、講演会の開催日は男性も参加しやすい休日開催を継続する。

３．女性リーダーの育成

各種施策の政策・方針を決定する各種審議会と委員会及びまちづくりに係る町会・自治会長や PTA 役員における女性登用率の増加に向け、各関係団体に協力を要請していく。また、平成２７年度より三市合同女性研修から胆振女性リーダー養成研修へ移行し、参加者（室蘭市３人）を募集する。

●担当課「生涯学習課〔男女平等参画推進〕」

重点施策
第４　人とまちが生きる生涯学習の推進
点検・評価項目
１７　読書活動推進について
平成２６年度の取組状況
１．読書活動推進 （１）親子読書ふれあい事業「ブックスタート」や、おはなし会を本館、分室において実施するなど、子どもが本に親しむことができる機会を提供した。 （２）読み聞かせボランティアなどを対象に「絵本入門講座」を開催し、ボランティアの育成を図るとともに人材確保のきっかけづくりとした。 （３）ふくろう文庫（※）等の寄贈文庫については、寄附者の意向に沿って市民の読書普及を図っているほか、ふくろう文庫の蔵書公開では、会員ボランティアの支援も得て、市民の利用促進を図っている。 （４）（仮称）環境科学館基本調査において、改築する青少年科学館と図書館本館との合築の可能性について調査が行われた。 ２．港の文学館 移転記念として「長嶋有特別展」の開催をはじめ、企画展、朗読会などの開催により、充実した常設展示とともに、館の魅力の向上を図った。
成果・課題等
≪成果≫ １．読書活動推進 ブックスタートやおはなし会の開催により、親子が早い時期から本に関心を寄せるきっかけを提供することができた。 また、絵本入門講座には４３名の参加があり、読み聞かせボランティアのスキルアップを図られたほか、新たなボランティアの誕生につなげることができた。 ２．港の文学館 移転記念特別展や各種催しの開催により、平成２６年度の来館者数は７，５７０人を数え、移転前の３倍を超える増加となり、地元文学の周知と理解を深めることができた。 ≪課題≫ １．読書活動推進 第２次子どもの読書活動推進計画の推進のため、親子読書ふれあい事業やおはなし会などを通じ、幼少期から本に興味をもってもらえるよう、引き続き読み聞かせなどに取り組み、読書環境の充実を図る必要がある。 ２．港の文学館 現在地に移転後は、展示内容の充実とともに、各種催しの開催により来館者が大幅に増加したが、芥川賞作家３人を輩出するなど文化の薫り高い地域の拠点として、今後も発信に努める必要がある。

今後の展開の考え方
１．読書活動推進 　乳児への読書推進として、４ヵ月健診の会場で保護者に赤ちゃんと一緒に絵本の楽しみ方を知っていただくためのブックスタートや、本館や分室におけるおはなし会を継続して実施するとともに、室蘭市のすべての子どもがあらゆる機会と場所で自主的に読書活動ができる環境整備を図ることを基本理念とした、第２次子どもの読書活動推進計画を推進する。また、ふくろう文庫をはじめ、市民から寄贈された図書については、市民の読書普及を図る。 ２．港の文学館 　企画展などの催しの開催などを通じ、今後も地域や学校などに一層の地元文学の周知と理解を図り、施設の利用促進を図る。

●担当課「図書館」

※ふくろう文庫：平成１１年１２月から現在の「ふくろうの会」が、市民から人生の節目や出来事の記念に寄附を受け、山下ふくろうの会顧問が美術書や画集、写真集など、貴重で高価な手に入りにくい図書を中心に選書し、図書館に寄贈され現在に至っている。また現在、図書館では市民の皆様からのご寄附等により、ロータリー文庫や加藤文庫など、１６種類の文庫を管理し、読書普及を図っている。

重点施策
第４　人とまちが生きる生涯学習の推進
点検・評価項目
１８　文化振興及び文化財の保護・活用について
平成２６年度の取組状況
文化芸術の振興については、市民文化祭・市民音楽祭・野外演奏会の共催により文化芸術発表活動を支援し、市民美術館において企画展・特別展のほか、体験学習事業を展開した。社会教育施設の整備については、文化芸術発表活動の拠点である文化センターにおいて、リハーサル室の基本調査を実施し、関係団体との意見交換のもと施設整備の方向性を整理するとともに、（仮称）環境科学館の整備検討に向けて基本調査を実施した。 文化財の保護・活用については、南部陣屋史跡を対象とする国庫補助を受け、転落防止柵の設置、照明灯及び史跡標識の改修整備に努めるとともに、市指定文化財である出土砲弾の保存継承のため保存処理を実施し、講演会や特別展示会・体験学習会を開催、市内の埋蔵文化財包蔵地についての周知資料を作成した。
成果・課題等
≪成果≫ 発表事業の共催により、地域の文化芸術活動を支援するとともに、市民美術館における事業展開により、文化芸術を鑑賞・体験する機会の提供を行った。 また、文化センター管理棟及びリハーサル室の耐震改修等の方向性を整理するとともに、（仮称）環境科学館の整備に向け、基本方針、施設規模や図書館との合築の可能性について、整理検討を行った。 文化財の保護と活用においては、史跡環境を整備するとともに、講演会等のソフト事業を複合的に展開し、史跡の意義や来歴を広く発信し、市指定文化財の保存状態を改善した。 ≪課題≫ 文化センター及び市民美術館においては、今後、耐震改修工事等に伴い施設利用の制限が生じる。（仮称）環境科学館と図書館の整備については、広範な市民意見の把握のもと施設の整備に向け基本計画の取りまとめが必要である。
今後の展開の考え方
文化センター管理棟の耐震改修及び内部改修工事を実施するとともに、リハーサル室・地下駐車場の改築・耐震改修の実施設計を行う。そのほかの社会教育施設については、既存施設の維持補修に努めるとともに、（仮称）環境科学館と図書館の整備に向け、市民意見や関係団体、専門家の見解を聴取しつつ基本計画を策定する。 文化財の保護と活用においては、市指定文化財の補修整備や、市内の埋蔵文化財包蔵地の現状把握のための調査を行う。

●担当課「生涯学習課［文化振興］」

重点施策
第４　人とまちが生きる生涯学習の推進
点検・評価項目
１９　スポーツ振興について
平成２６年度の取組状況
１．スポーツに親しむ機会の拡大 （１）市民大運動会（むろらんピック）に６９８人、文化・スポーツの祭典に１，４００人が参加したほか、市内競技団体が開催する各種スポーツ大会へ２８件助成した。また、市民のスポーツに対する意識の高揚を図るため、女性スポーツサークルには１，３０３人が参加し、ジュニアスポーツ教室には２５３人が参加した。さらに、夏休み期間に１４日間開設した電信浜児童遊泳場には延べ３，３２０人が来場した。 （２）障がい者スポーツ振興では、障がい者ニュースポーツ交流会やスポーツを楽しむ会に多くの障がい者が参加した。 （３）西胆振６市町小学生スポーツ交流会では、６市町から５１０人が参加し、陸上競技大会を通して交流を深めた。 （４）市立小・中学校体育施設開放では、小学校１７校、中学校３校の体育館を開放し、５，１１０件（延べ７０，９００人）の利用があった。 （５）スポーツ大会参加奨励では、全国大会等へ出場した９団体、個人３５人に対し旅費を助成した。 （６）地区住民のスポーツ振興を図るため市内１７地区の地区スポーツ振興会へ助成した。 ２．大会や合宿の誘致 全道・全国大会規模の競技会開催に２３件助成したほか、合宿等６０団体を誘致し延べ２，９４４人が参加した。 ３．施設整備 スポーツ利用施設の確保を目的に、武揚体育館改修工事などを実施した。
成果・課題等
≪成果≫ １．スポーツに親しむ機会の拡大 市民の体力づくりや健康増進に向け、スポーツに親しむための各種スポーツ教室・サークルなど、市民ニーズに沿った事業展開ができた。 また、学校統廃合に伴うスポーツ施設の減少に対応し、中学校開放や看護専門学院体育館、保健センター体育館をスポーツ施設として一般に開放している。 ２．大会や合宿の誘致 入江運動公園陸上競技場を利用した全道規模の大会及び合宿が誘致され、入江多目的グラウンドを利用したプロサッカーチームの合宿も昨年に引き続き開催された。 ３．施設整備 指定管理者による修繕対応により、市民が安全・安心にスポーツを親しむ場を提供す

ることができた。

≪課題≫

１．スポーツに親しむ機会の拡大

小学校の統合により学校体育施設の開放校が減少するため、スポーツ利用施設の確保が必要である。

また、地域の生涯スポーツ活動を促進するため、地区スポーツ振興会とスポーツ推進委員の連携強化が必要である。

２．大会や合宿の誘致

雪解けが早く、春先から多くの学生が合宿に訪れている入江運動公園陸上競技場だが、経済効果の高い全道規模の大会を誘致できる施設の維持が必要である。

プロスポーツ合宿の場合、合宿期間中のほか前後の芝生養生期間も必要となるため、地域大会等との調整が課題である。

３．施設整備

体育館などの利用者が多く老朽化が進行している体育施設の計画的な再整備が課題である。

今後の展開の考え方

１．スポーツに親しむ機会の拡大

小学校統合による学校体育施設の開放校の減少に対応するため、今後も学校統合に併せて、中学校の計画的な開放や閉校体育館を活用し、市民がスポーツに親しむ場の提供を図る。

２．大会や合宿の誘致

３６ホールに拡張した白鳥大橋パークゴルフ場と市内の同規模のパークゴルフ場との連携や、道の駅「みたら」、水族館、温泉ゆららなどとも協力し、全道規模の大会誘致や合宿の誘致に努める。

３．施設整備

市立体育館改築のほか、安全対策を最優先としながら既存体育施設の整備を図る。

●担当課「生涯学習課〔スポーツ振興〕」

Ⅲ　学識経験者の意見

１　意見提出者

地教行法第２６条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともにいただいた意見等については、今後の施策、事業等の展開に活用していきます。

次の５人の方から意見等をいただきました。

木　山　春　生　　氏（室蘭市退職校長会会長）
井　形　眞　一　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
今　泉　勁　介　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
松　岡　健　一　　氏（室蘭市社会教育委員の会委員長）
亀　田　正　人　　氏（室蘭市社会教育委員の会副委員長）

２　点検及び評価に関する意見

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

１　「確かな学力」の向上について（指導班）

「確かな学力」の向上については、「学力向上基本計画」を評価・検証し平成２６年度より策定された「第２期室蘭市学力向上基本計画」に基づいた、授業改善や学習・生活習慣の醸成などの取組を進めていただくとともに、全国学力・学習状況調査や本市独自の学力調査の結果分析に基づき、児童生徒の実態に基づいた改善の取組を進めていただきたい。また、年度毎にその成果と課題をしっかりと検証し、小・中学校の連携強化、授業改善等のより一層の推進をお願いしたい。

携帯・スマホが、以前にも増して児童生徒の日常生活に浸透し、生活リズムを乱しがちになっている現状を踏まえ、家庭における生活・学習習慣の改善を図るために、引き続き学校と家庭との連携を深めた取組を推進していただきたい。

２　「豊かな心」を育む教育について（指導班）

学校全体で進める道徳教育については、学校、家庭、地域の連携を一層深めながら取組の充実に努めていただきたい。また、文科省では道徳教育の一層の充実を図るために、「道徳の時間」を「特別の教科」に位置づけることを示している。学校現場に混乱を生じないように、調査研究や教員研修等の充実を図り、スムーズな移行に努めていただきたい。

「いじめ問題」については、「室蘭市いじめ防止基本方針」及び「室蘭市いじめ問題総合対策」に基づく取組を着実に推進し、その根絶に努めていただきたい。また、青少年による凶悪犯罪が社会問題化しており、その未然防止を図るためには、命を大切にする心や他者を思いやる心、社会規範意識といった「豊かな心」の育成が一層重要と考える「いじめや非行問題」の未然防止を図るためには、「思いやり心」や「規範意識」等の豊かな心を育むことが重要である。そのため、各校における道徳教育の充実はもとより、保護者・地域・関係機関との連携、子どもたちの心に寄りそった愛情あふれる生徒指導、児童生徒の主体性を生かした積極的な生徒指導の推進等が重要であり、それらの取組の一層の充実に努めていただきたい。

不登校問題については、登校をしぶりはじめた初期段階での素早い対応が最も大切と考える。小・中学校間の連携を図った取組の推進や適応指導教室職員と連携を図った児童生徒への支援を行うなど、粘り強くこの問題に取り組んでいただきたい。

子どもたちのインターネット利用に関わる「いじめ」問題や生活リズムの乱れは大変深刻な問題である。「室蘭市携帯・スマホ三ヶ条」の取組など、インターネットの利用に関わる指導を今後も充実させていただきたい。

「いじめ・不登校」問題については、まず第一に児童生徒が発する心のサインを見逃さない教師の観察力と望ましい人間関係づくりが重要であると考える。日頃か

らの児童生徒理解の充実と児童生徒の心の居場所づくりにも留意していただきたい。

３　「健やかな体」を育成する教育について（指導班　学校教育課　学校給食センター）

「健やかな体」の育成については、各学校における体育授業の充実や「１校１実践」などの体力向上に向けた活動の充実が重要と考える。また、児童生徒の体力等の状況を経年的にしっかりと把握し、家庭との情報共有を図りながら体力向上の取組の充実に努めていただきたい。

また、地域においては、子どもが安全かつ安心して外で活動できるための関係組織との連携や、子どもが参加できるスポーツ、体を動かす遊び等の運動機会の確保と参加協力に努めていただきたい。

児童生徒に望ましい運動習慣や生活習慣を身に付けさせるためには、保護者の理解と協力が必要であると考える。今後一層保護者との連携を深め、親子スポーツの奨励や体力の向上を図るための運動習慣の定着、「早寝・早起き・朝ご飯」運動等の規則正しい生活リズムの定着など、児童生徒の心と体の成長をサポートしていただきたい。

フッ化物洗口の小中学校全校での実施に引き続き、幼稚園に対する薬剤提供制度の新設については、本市の子どもたちの歯の健康対策として更なる充実が図られたものであり、高く評価する。市内全幼稚園での実施に向けて、継続的な支援を続けていただきたい。

学校における食育の指導については、栄養教諭の定数減という実態を十分に踏まえ、学校と栄養教諭等との一層の連携による指導の充実に努めていただきたい。

４　特別支援教育の充実について（指導班　学校教育課）

特別支援教育については、特別支援教育支援員や就学相談員の配置等の対応がなされているが、対象となる児童生徒の増加傾向は続いていることから、引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた丁寧な対応ができるよう、支援体制の強化と保護者に対する理解促進に努めていただきたい。

５　特色ある教育活動について（指導班）

世界に通じる子どもたちの育成事業については、自国の文化や室蘭の良さ等にも目を向けることができるような活動を取り入れながら、異文化理解を深めていただきたい。ものづくり体験学習や港ふるさと体験学習等については、関係団体等と連携を密にして、今後も児童生徒が本市の産業や自然について関心を持ち、ふるさとを慈しむ態度を培い、室蘭に愛着や誇りを一層持ち、市民意識を高めていただくようお願いしたい。

６　幼保小の連携について（学校教育課　生涯学習課）

平成２７年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、７月からは幼稚園関係業務が子育て支援室に移管となったが、所管部署と連携を図りながら、幼小連携の取組に対する支援を継続していただきたい。

また、初めて小学校へ入学する子どもたちや親が小学校への円滑な移行を図るため、家庭教育セミナーで開催している「幼稚園・保育所・小学校の親と教育・保育職員の集い」は、学校での生活や通学などの不安や疑問を解消し、情報の提供を受けることができる良い機会であるので、今後もより多くの方が参加できるよう継続していただきたい。

７　私学に対する支援について（学校教育課）

市内の私学各校では、特色ある教育活動の充実等により豊かな人間性を備えた創造的な人材育成が図られ、本市の教育振興に資する重要な役割を果たしている。

子どもの人数が減少し、厳しい経営が続いているため、今後も、継続的な財政支援を続けていただきたい。

第２　信頼される学校づくりの推進

８　開かれた学校づくりの推進について（指導班）

子どもたちを取り巻く現状として、学力や体力の低下、いじめや非行問題、不審者被害など、さまざまな課題が山積している。これらの課題と向き合っていくためには、学校、家庭、地域の連携が不可欠である。そのため、各学校においては今後一層の「開かれた学校づくり」の推進に努めていただきたい。

また、本市では小・中学校の統合が進む中、学校と地域との関係の希薄化も心配される。地域人材の新たな掘り起こし等と同時に、統合前の学校がそれまで築き上げてきた地域との繋がりも大切にしていただきたい。

９　教職員の資質・能力の向上について（指導班）

学校教育の成否は、教職員の力量によるところが大きく、子どもの心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、今後も教職員の資質・能力の向上を図る教員研修の充実が重要である。特に、授業改善に係る教員研修については、知・徳・体の調和のとれた育成といった教育課題への対応はもとより、グローバル化や道徳の教科化等の教育の今日的な課題への対応を図るためにも、教育研究所等における時宜に即した研修講座を開設するなど、研修体制の充実に努めていただきたい。また、各学校の研修体制や学力向上の取組の状況に差が生じないよう、引き続き教育委員会による指導助言の実施や、最新の教育情報の提供をお願いしたい。

１０　教職員の服務規律について（学校教育課）

服務規律の保持については、教職員の交通事故・違反が増加傾向であるため、交通事故・違反の防止に向け、引き続き校内研修等を重点的に実施していただきたい。また、その他の不祥事防止についても、日頃から校内研修等を通じ取組を行っていただきたい。

第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備

１１　不審者対策について（指導班）

　児童生徒の不審者被害件数は、長期的には減少傾向が見られるとのことだが、実害を伴った悪質な被害も発生していると聞いている。

　今後も、地域安全パトロール隊等と連携した不審者被害抑止のための啓発活動や不審者被害情報メールの周知に努めていただくとともに、児童生徒に対しては、不審者対策の訓練や危機回避能力等の向上を図るようお願いしたい。

１２　防災教育について（指導班）

　自然災害はいつ起こるかわからない。だからこそ日頃からの備えと対策が重要であると考える。また、子どもたちには、生涯にわたる万が一の災害に備え、自助・共助の行動を適切に行うことができるように、発達段階に応じた防災教育が必要である。市内の各学校では、本市の指針に基づく学校毎の「防災計画・防災教育計画」が作成されているとのことだが、その計画内容の着実な実施と見直しをしっかりと行っていただきたい。

１３　放課後児童対策について（青少年課）

　放課後児童対策については、今後とも引き続き、児童が安全かつ安心して過ごすことができるように施設整備や指導の充実を図るとともに、学校統合後も地域性も勘案しながら総合的に検討し、早急に対応していただきたい。

１４　学校給食について（学校給食センター）

　今後も栄養価等を考えた献立作成に努めていただきたい。

　また、地産地消の観点からも、地場産物の活用など安価で安全かつ安心な食材を購入し、給食の提供に努めていただきたい。

　学校給食費の未納者に対する対応には苦労されていると思うが、負担の公平性の面からも滞納解消に更なる努力をしていただきたい。

１５　学習環境の整備について（総務課[施設適正配置]）

第２期学校適正配置計画に基づき、小学校の整備も予定通りに進んでいるのと併せ、第３期適正配置計画の統合校においても、蘭北小の校舎棟の大規模改修のほか、蘭北地区統合小では統合推進協議会を設置し、基本設計が進められており、引き続き、着実に子どもたちの安全と学習環境の整備を図っていくことを希望する。

また、第３期学校適正配置計画の残りの地区においても、今後統合スケジュールに合わせ、順次統合推進協議会の設置を行っていくことになると思うが、引き続き、きめの細かい説明・対応を行って、学校・保護者・地域関係者の理解を得ながら、教育環境の整備の推進に向け努力をお願いする。

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

１６　男女平等参画社会の形成について（生涯学習課［男女平等参画推進］）

今後も男女平等参画推進団体と協働した啓発活動や、男女共生セミナーの開催、情報誌アバンセの発行を行い、市民の男女平等意識向上に努めていただきたい。

また、今年度からスタートした第２次室蘭市男女平等参画基本計画についても、成果指標の達成に向けて取り組んでいただきたい。

１７　読書活動推進について（図書館）

第２次子どもの読書活動推進計画に基づき実施している親子読書ふれあい事業や読み聞かせについては、読み聞かせボランティアの育成とともに、子どもの読書環境の充実が図られたものと評価する。多くの市民からの寄附により５千冊を超える蔵書数に達したふくろう文庫については、いただいた貴重な図書等の活用を図るため、市民の利用促進に努めていただきたい。

港の文学館については、展示内容の充実とともに、各種催しの開催などにより、来館者数が大幅に増加したところであるが、今後も地域の文化発信の拠点として、市民が憩える施設となるよう取り組んでいただきたい。

１８　文化振興及び文化財の保護・活用について（生涯学習課［文化振興］）

文化センター管理棟の耐震改修・内部改修工事については、市民にとって安全かつ安心な、利用しやすい施設となるよう整備を進めていただきたい。（仮称）環境科学館と図書館の整備については、市民の期待が高い施設であることから、市民意見を反映した基本計画を策定していただきたい。

また、文化財の保護・活用については、適正な管理に努めるとともに、市民への周知活用に取り組んでいただきたい。

１９　スポーツ振興について（生涯学習課［スポーツ振興］）

市民の健康増進や体力づくりに向けた各種事業などが行われているが、今後も利用者ニーズに沿った魅力ある事業を展開し、各種大会などの誘致にも取り組んでいただきたい。

また、小学校統合により学校体育施設が減少していくなかで、全中学校体育館の計画的な開放や、武揚体育館のように閉校体育館を活用した施設の存続など、市民がスポーツに親しむ場の確保に努めていただきたい。

＜参考資料＞

平成２６年度　室蘭市教育行政方針

平成２６年度教育行政推進の基本方針と重点施策について申し上げます。

本市教育推進の目標である「２１世紀を切り拓く心豊かで主体的に学びつづける人づくり」の具現化を一層推進するためには、教育の現状や今日的な課題を踏まえつつ、学校、家庭、地域社会が、それぞれの役割を果たし、連携を深めながら、室蘭の活力や発展の基盤となる人づくりと安全・安心で魅力ある教育環境づくりを着実に推進していくことが重要となります。

そのため、学校教育においては、子どもたちの「生きる力」をより一層育むために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育活動を推進するとともに、教育の質的向上に鋭意取り組んでいきます。

また、社会教育においては、心のふれあう地域社会や安全で安心して暮らせるまちづくりを基盤に据えた人づくりと地域づくりを推進し、活力あるまちづくりにつながる社会教育行政に取り組んでいきます。

今後も学校教育と社会教育が一層の連携協力を図りながら、様々な教育施策の推進を通して、市民の信頼に応える教育行政を進めます。

以下、その施策の概要を申し上げます。

第１の柱は、子どもたちの「生きる力」を育成する教育の推進であります。

「生きる力」の育成のうち、本市学校教育の喫緊の課題となっております「確かな学力」の向上については、全国学力学習状況調査や本市独自の標準学力調査の結果から、小・中学校ともに一定の成果があらわれているものの、全国平均値に達していない状況や家庭における学習・生活習慣が十分に身に付いていないなどの課題があげられます。

したがって、今後もその実態を踏まえ、学校・家庭・地域との密接な連携のもと、「第２期室蘭市学力向上基本計画」に基づく取組を推進し、教育水準の維持向上に努めていきます。

具体的な取組としては、先進的な指導法の研究実践を行う研究奨励校の指定のほか、小学校８校に引き続き学習支援教員を配置するとともに、教育研究所と学校との連携によるＩＣＴ活用の推進に関わる調査研究を進めていきます。

さらに、家庭における学習習慣の定着と充実を図る取組の強化や小・中学校間の一層の連携、授業改善に係る助言・指導の充実を図りながら確かな学力の向上に取り組んでいきます。

「豊かな心」の育成については、全ての教育活動を通じて、生命尊重や思いやりの心、規範意識などの「豊かな心」を育む道徳教育の充実を図るとともに、地域の特性を生かした自然体験や社会体験などの「豊かな体験活動」を通じて内面に根ざした道徳性の育成に努めていきます。

いじめ問題につきましては、昨年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市及び市内各小・中学校における「いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域・関係機関との連携を一層深めながら「いじめ問題」の未然防止や早期発見、早期対応の取組を強化していきます。

また、いじめのない学校づくりに向け、日頃からの児童・生徒理解に努めるとともに、子どもたちの主体性を生かした「むろらん子どもサミット」を引き続き開催します。

不登校問題については、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりの推進に加え、各校との連携を密にしながら、適応指導教室や訪問アドバイザーなどによるきめ細やかな教育相談や支援に努めていきます。

また、児童生徒の問題行動については、子どもたちの心に寄り添った生徒指導の充実を通じて、その未然防止に努めるとともに、いじめや非行問題については、関係機関との連携を図りながら毅然とした対応を行っていきます。

この他、関係機関や外部講師を積極的に活用しながら、性に関する指導の充実に努めるとともに、薬物乱用防止教室やインターネット使用に関するマナー教室等を実施し、児童生徒の規範意識の向上に取り組んでいきます。

「健やかな体」の育成については、学校ごとに体力向上プランを作成し、「一校一実践」などの体力向上の取組の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との連携を深めながら、子どもたちの運動習慣の定着に努めていきます。

また、子どもたちの望ましい食習慣の醸成や食と健康に関する知識の定着を図るために、栄養教諭による食育指導の充実に努めるとともに、家庭と連携した「早寝早起き朝ごはん運動」等の望ましい生活習慣を身に付けさせる取組を通じて、子どもたちの健やかでたくましい体づくりを推進していきます。

さらに、小・中学校全校で実施しているフッ化物洗口による虫歯予防効果を一層高めるため、幼稚園に対する薬剤の提供制度を新たに設け、保護者負担を軽減しながら、幼児期からの将来にわたる歯の健康促進に取り組んでいきます。

特別支援教育については、教育相談や学習支援の取組を進めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な就学相談と支援を継続します。

また、経済的理由により学用品代や給食費などの負担が困難な世帯に対しては、平成２６年度の就学援助の認定に際し、生活保護費の引き下げによる影響が生じないよう配慮するとともに、新たにＰＴＡ会費を支給費目とし、支援の充実を図っていきます。

特色ある教育活動については、世界に通じる子どもたちの育成事業として、小学生を対象とした「出前講座」や中学生を対象とした「むろらんイングリッシュ・デイ」を開催す

るとともに、外国語指導助手の活用や室蘭工業大学国際交流センターとの連携による国際理解教育の充実を図ります。

また、ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学ものづくり基盤センターとの連携や職業体験学習を通して望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実させるとともに、ふるさと教育としての「港ふるさと体験学習」や環境保全の意識を高める「交通エコロジー教室」を開催します。

この他、幼保小の円滑な学びの接続を図るため、市長部局や関係者との連携を強化していきます。

私学に対する振興では、幼稚園、高等学校・専修学校への支援を継続していきます。

次に、第２の柱は、信頼される学校づくりの推進であります。

より信頼される学校づくりを進めていくためには、家庭や地域の理解と協力を得た学校づくりを一層推進するとともに、教職員の資質・能力の向上と服務規律の徹底が重要となります。

そのため、児童生徒の教育活動の様子やその成果と課題について、保護者や地域住民への説明責任をしっかりと果たすとともに、各小・中学校における地域人材や地域素材の活用を積極的に支援し、開かれた学校づくりを一層推進します。

教職員の資質・能力の向上については、教育研究所において教育研究を進めるとともに、授業改善をはじめ、情報教育や生徒指導に関わる研修講座を開設します。

あわせて、各校における教育研究に対し、積極的な指導と支援に努めていきます。

教職員の服務規律については、体罰や交通違反等の未然防止に向け、指導の徹底を図ります。

次に、第３の柱は、子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備であります。

本市の不審者被害件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、市内一斉巡回活動を引き続き実施するとともに地域パトロール団体や関係機関との連携を一層深めながら子どもたちの安全確保を図ります。

「防災教育」については、「小・中学校における防災計画・防災教育計画に係る指針」に基づき、各校の取組を強化していくとともに、関係機関や地域との連携を図りながら防災訓練や防災学習等に取り組んでいきます。

放課後の児童対策では、子育て支援の一環として、スクール児童館や児童クラブの終了時間の延長を試行実施します。

学校給食については、学校給食衛生管理基準に基づき、引き続き安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、学校給食費については、現状を踏まえた適正な料金改定を行い、より充実した学校給食の提供に努めていきます。

また、公平性を確保するため、法的対応を強化し収納率の向上を図ります。

学習環境の整備については、平成２７年４月開校予定の「みなと小学校」の校舎棟及び体育館棟建設のほか、外構整備及びグラウンド整備に着手します。
また、平成２８年４月開校予定の港北・本輪西地区統合小学校については、校舎棟の大規模改修工事に着手します。
さらに、平成３０年４月開校予定の白鳥台地域統合小学校については、統合に向けての準備を進めていきます。

次に、第４の柱は、人とまちが生きる生涯学習の推進であります。
「室蘭市社会教育振興計画」に基づき、本市の持つ地域特性を活かしつつ、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、豊かな人生を送りながらその成果を還元できる社会の実現をめざし、地域の活力と教育力を向上させていく環境づくりや施策を総合的に推進します。
男女平等参画社会に向けた取組については、平成２６年度からスタートする「第２次室蘭市男女平等参画基本計画」に基づき、男女平等参画社会の形成に向け、より一層取組の充実に努めていきます。
また、引き続き推進団体と協働した啓発活動を推進するとともに、男女共生セミナーの開催など、男女平等意識への醸成に努めていきます。
読書活動推進については、子どもの成長期にあわせた読書環境を整備するため、親子読書ふれあい事業や読み聞かせボランティアなどの育成を目的とした「子どものための絵本講座」を開催します。
また、港の文学館については、旧プロヴィデンスへの移転を記念し、港の文学館移転記念特別展を開催します。
文化振興については、引き続き文化芸術活動の振興を図るほか、市民美術館では、１０月に特別企画展を開催するなど、関係諸団体と連携協力をしながら、市民に優れた美術・音楽などの鑑賞機会を提供します。
文化センターについては、リハーサル室の基本調査を行い、耐震基準に対応した機能的なリハーサル室の整備を検討していきます。
また、南部陣屋史跡については転落防止柵の設置を行うとともに、史跡のパンフレットの作成や特別展示会を実施します。
スポーツ振興については、白鳥大橋パークゴルフ場の拡張工事が終了し、平成２６年度内に３６ホールとなった新コースをオープンします。
また、武揚小学校体育館のスポーツ活用を図り、その他閉校となった学校の跡地活用についても検討を行っていきます。
これらの取組に加え、スポーツ関係団体と連携を図り、市民が安全・安心に利用できる施設整備の充実と地域スポーツの振興を推進し、市民の健康増進の機会拡大や各種大会及びスポーツ合宿などの誘致に努めていきます。
以上、平成２６年度教育行政方針について、申し上げました。

教育改革が進む中、教育行政の果たす役割は、ますます重要との認識に立ち、「子どもたちが生き生きと輝く室蘭の教育づくり」と「生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくり」に努めていきますので、議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。